

多量排出事業者による産業廃棄物処理計画  
及び産業廃棄物処理計画実施状況報告  
策定マニュアル（第3版）

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

平成31年2月

## 多量排出事業者による産業廃棄物処理計画及び産業廃棄物処理計画実施状況報告策定マニュアル（第3版）について

平成12年に改正された廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）により、その事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者として政令で定める事業者（以下「多量排出事業者」という。）は、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画（以下「処理計画」という。）を作成し、都道府県知事に提出することとされた。また、その処理計画の実施の状況（以下「実施状況報告」という。）についても都道府県知事に報告しなければならないこととされた。

事業者から提出された処理計画及び実施状況報告の内容は、都道府県知事がインターネットを利用した方法により公表するものとされており、情報公開のもとで、事業者の自主的な産業廃棄物の減量化への取組等が促進されることが期待される。

本マニュアルは、事業者が処理計画や実施状況報告を作成する際に手引きとして活用できるよう平成23年3月に取りまとめられた「多量排出事業者による産業廃棄物処理計画及び産業廃棄物処理計画実施状況報告策定マニュアル（第2版）」について、平成29年の法改正等の内容（電子マニフェストの使用の一部義務化）を踏まえ、必要な見直しを行ったものである。本マニュアルの活用により、産業廃棄物の減量化・適正処理に向け、より一層の取組を進めていただきたい。

## 目 次

1. 本マニュアルの目的と用語の定義.....	1
1－1 本マニュアルの目的.....	1
1－2 本マニュアルにおける用語の定義.....	3
2. 多量排出事業者.....	3
3. 多量排出事業者の判断基準.....	4
3－1 発生量.....	4
3－2 処理計画等の作成単位 .....	7
3－3 当該年度に存在しない事業場の事業者の取扱い.....	9
3－4 電子マニフェストの使用が義務となる事業者 .....	9
4. 処理計画の作成・提出 .....	11
5. 実施状況報告 .....	30
6. 罰則 .....	40
7. 関連法令・通知等 .....	40
7－1 関係法令.....	40
7－2 関係通知.....	48

## 1. 本マニュアルの目的と用語の定義

### 1-1 本マニュアルの目的

平成12年の法改正により、多量排出事業者は、処理計画を作成し、これを都道府県知事に提出するとともに、その実施状況について都道府県知事に報告しなければならないこととされた。

本マニュアルは、平成29年の法改正等の内容を踏まえ、平成23年3月に作成された「多量排出事業者による産業廃棄物処理計画及び産業廃棄物処理計画実施状況報告策定マニュアル（第2版）」について必要な見直しを行ったものである。

多量排出事業者は、本マニュアルを参考として処理計画を作成し、産業廃棄物の減量化・適正処理に向け、より一層の取組を進められたい。

#### [解説]

平成3年の法改正においては、廃棄物の減量や適正処理を推進するため、多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者に対して、都道府県知事がその事業場の産業廃棄物処理に関する計画の作成を指示できる制度が設けられた。また、平成9年の法改正においては、これらの事業者が作成する処理計画に関して、廃棄物の減量という視点を設けることが明確化された。

平成12年の法改正では、産業廃棄物の減量や適正処理のより一層の推進を図るために、国が定めて公表する基本方針に即して、都道府県が廃棄物処理計画を策定することにより、総合的、計画的に施策を進めることとなった。また、多量排出事業者に対して、廃棄物の減量や適正処理に関する処理計画及び実施状況報告の作成及び都道府県知事への提出を義務付け、都道府県知事は、これらの処理計画やその実施状況を1年間公衆の縦覧に供する方式で公表することとなった。

平成22年の法改正では、処理計画の提出及び実施状況報告を確實にし、排出事業者による減量等の自主的な取組を促進するため、処理計画を提出しなかった者等を20万円以下の過料に処することとした。また、処理計画の統一的な様式を定めたほか、これまで、都道府県知事は処理計画及び実施状況報告の内容について1年間公衆の縦覧に供する方法で公表することとされていたところ、住民への情報提供や周知を徹底し、もって排出事業者の自主的な排出抑制、再生利用等による減量化の取組を推進するため、都道府県知事による公表はインターネットの利用により行うこととした。さらに、処理計画の提出及び実施状況報告については電子ファイルで行うことを可能とした。

平成29年の法改正では、特別管理産業廃棄物の多量排出事業者のうち、前々年度の特別管理産業廃棄物（P C B廃棄物を除く。）の発生量が50トン以上の事業

場を設置する事業者が、当該事業場から生ずる特別管理産業廃棄物（前同）の運搬又は処分を他人に委託する場合に、電子マニフェストの使用が義務付けられ（平成32年（2020年）4月1日施行）、処理計画及び実施状況報告に新たに「電子情報処理組織の使用に関する事項」が設けられた。

## 1－2 本マニュアルにおける用語の定義

多量排出事業者： その事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場（産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の前年度の発生量が1,000トン以上又は特別管理産業廃棄物の前年度の発生量が50トン以上である事業場）を設置している事業者

発 生 量： 多量排出事業者が設置する事業場において、その事業活動に伴って発生する産業廃棄物の量。当該事業場内の自ら直接再生利用した量や自ら中間処理した量等を含む。

区 域 内： 都道府県知事及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第27条第1項に規定する指定都市の長等（以下「指定都市の長等」という。）の管轄区域内

都道府県知事： 都道府県知事又は指定都市の長等

### 2. 多量排出事業者

法で定める多量排出事業者とは、その事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者であり、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の前年度の発生量が1,000トン以上又は特別管理産業廃棄物の前年度の発生量が50トン以上である事業場を設置している事業者である。当該事業者には、中間処理業者（発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の中途において産業廃棄物を処分する者をいう。）は含まない。

#### [解説]

産業廃棄物の多量排出事業者の範囲については、平成12年の法改正前から都道府県が行っていた処理計画の作成指示等の実情や、都道府県が廃棄物処理計画に基づいて推進する総合的な廃棄物の減量や適正処理に一定の影響や関係を有している範囲として、発生する産業廃棄物のうち、相当程度を把握することが可能な数値を勘案して定められた。

#### (1) 産業廃棄物

平成12年の法改正に当たり実施した都道府県への調査結果では、産業廃棄物の多量排出事業者として都道府県が事業者に作成指示を行う場合に最も多く用いられていた判断指標は、「産業廃棄物の年間発生量が1,000tを超える」であった。

この結果を参考に年間発生量が1,000tを超える事業場の割合について検討した結果、下水及び鉱業関係を除いた場合、事業場数にして全体の1%弱（約51,000事業場）、発生量にして全体の60%以上がカバーされる見込みとなった。これに下水道も対象に含めると、全体の70%以上がカバーされる見込みとなる。

したがって、多量排出事業者を産業廃棄物の年間発生量が1,000t以上である事業場を設置している事業者と定めることにより、産業廃棄物発生量の過半を超える量を対象とすることが可能となり、都道府県が廃棄物処理計画に基づいて推進する総合的な減量化方策がより効果的に進められることが期待される。

## （2）特別管理産業廃棄物

特別管理産業廃棄物の多量排出事業者の範囲については、平成12年の法改正前において、都道府県において作成指示を行う場合に判断指標を設定している事例が少なく、設定している場合もその量は様々であった。

そこで、産業廃棄物の全発生量が年間約4億tであるのに対し、特別管理産業廃棄物の全発生量が年間約300万tと産業廃棄物の100分の1以下の規模であることを考慮し、かつ、特別管理産業廃棄物排出事業場当たりの平均発生量（年間約20t）の倍を超える、年間発生量50t以上の事業場を設置している事業者が多量排出事業者として定められた。

## 3. 多量排出事業者の判断基準

多量排出事業者であるかどうかの判断においては、発生量や処理計画の作成単位となる事業場のとらえ方が重要である。発生量や処理計画の作成単位については、以下の事例を参考にして判断する。

### 3-1 発生量

発生量は、一般的には廃棄物の処理として何らの操作も加えない時点での量を指す。しかしながら、事業活動の内容や廃棄物の種類によっては、生産工程の中で脱水等の減量操作が加えられるような場合が想定される。

そこで、発生量の判断に当たっては、生産工程の中で行われる減量操作等の工程を経て発生する場合にはその発生時点での量とし、生産工程を経た後に事業場内にある施設等で廃棄物の処理としての操作を経て発生する場合には当該廃棄物処理工程の前の量とする。

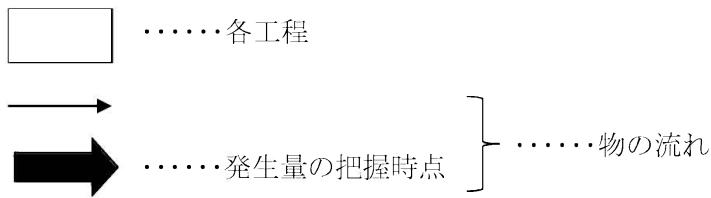
自ら直接再生利用する、あるいは中間処理すること等により発生した廃棄物を減量化する場合についても、その量は「自ら直接再生利用した量」あるいは「自ら中間処理した量」等として把握されるため、発生量はその前の時点での量としてとらえる必要がある。

また、例えば、ある事業場から1,000トン以上の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）が発生し、自社の別の事業場で当該産業廃棄物の処理を行う場合にあっては、当該処理に係る発生量については、自ら中間処理する量等とし、当該産業廃棄物に関する処理計画の作成は、廃棄物を発生した事業場について行うこととする。

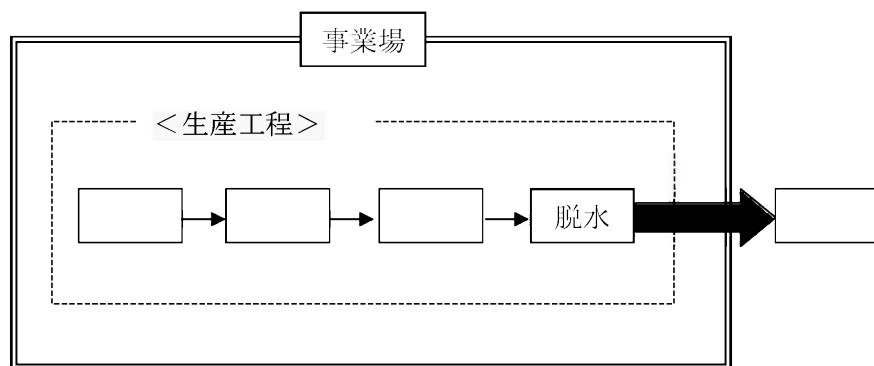
#### ＜例：汚泥の場合＞

汚泥については、その脱水・乾燥前と脱水・乾燥後で重量が大きく異なるので、注意が必要である。従来どおりの考え方により、発生量の把握時点は次のとおりとする。

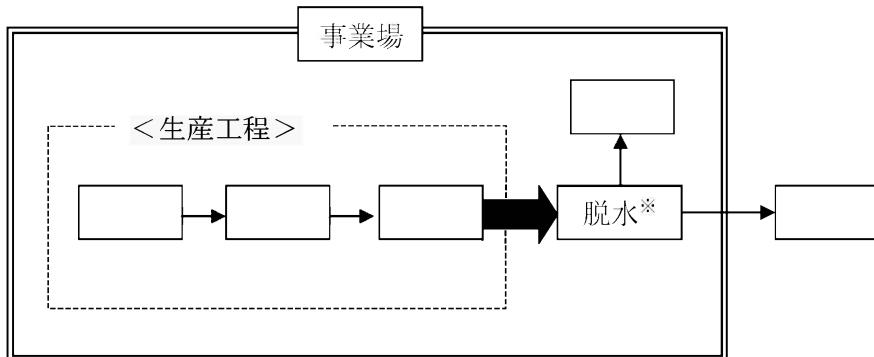
- ① 製品の生産工程又は一連のプロセスの中に脱水・乾燥工程が組み込まれている場合：その脱水・乾燥工程の後の重量とする。
- ② 同一敷地内に脱水・乾燥施設があり、その目的が廃棄物処理としての汚泥の脱水・乾燥ととらえられる場合：その脱水・乾燥工程の前の重量とする。例えばその脱水・乾燥施設が、令第7条各号に掲げる産業廃棄物処理施設（以下「産業廃棄物処理施設」という。）の場合はこれに当たる。当該施設が規模により産業廃棄物処理施設に該当しない場合でも、その施設の目的に照らして判断する。
- ③ 施設から脱水・乾燥等の工程を経ずに発生する場合：その発生時点での重量とする。



①

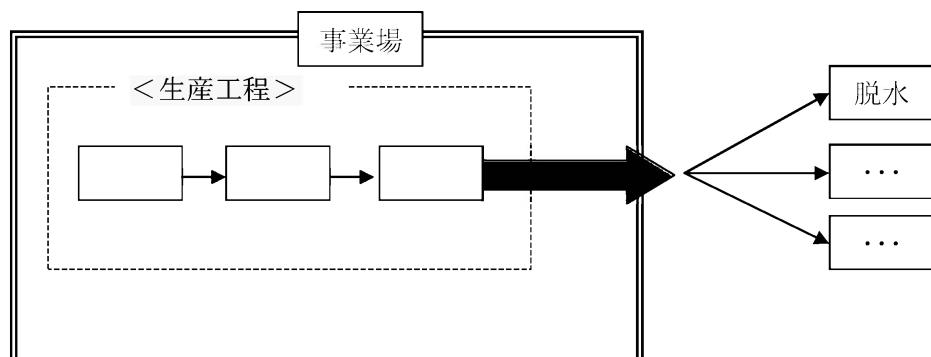


②



※廃棄物の処理としての脱水行程

③

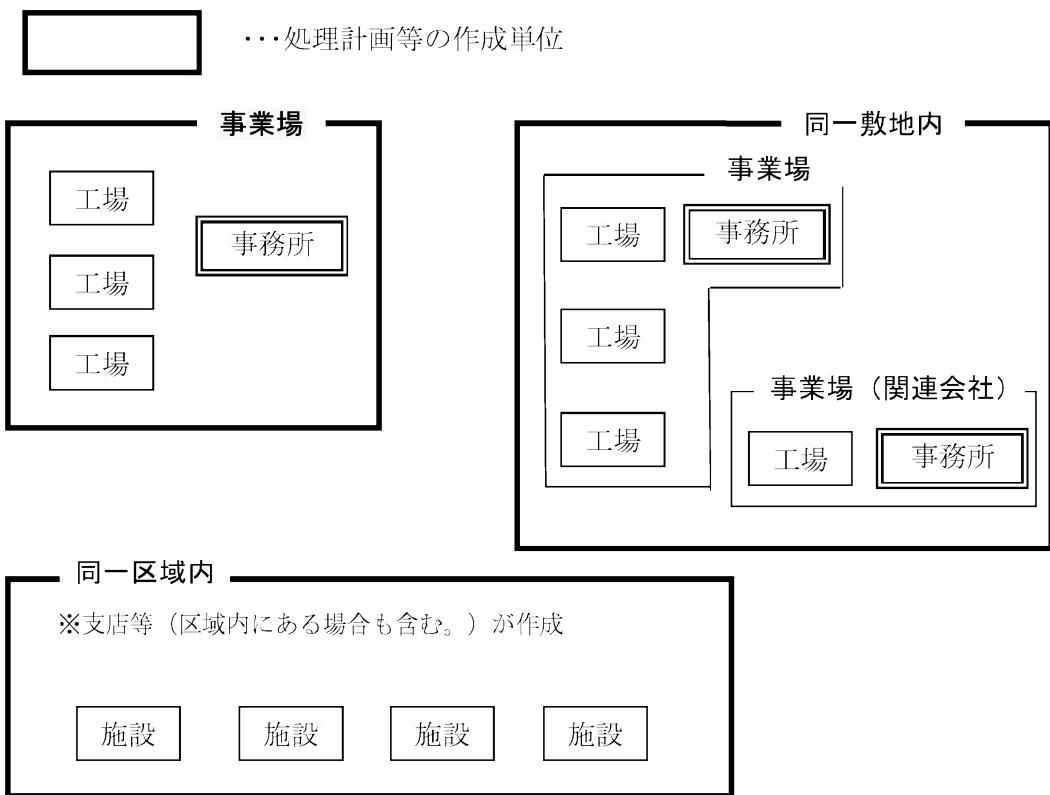


### 3-2 処理計画等の作成単位

#### (1) 製造業等

製造業等の場合は、事業場ごとに処理計画及び実施状況報告（以下「処理計画等」という。）を作成することを基本とする。多量排出事業者に該当するかどうかは事業場ごとに判断する。なお、多量排出事業者が処理計画等を作成する際、同一敷地内に関連会社の事業場があり、一体的に産業廃棄物の処理を行っている場合には、処理計画等の中に関連会社の事業場から生ずる産業廃棄物の処理を含めることができる。

また、事業者が区域内に無人施設等の複数の関連施設を設置している場合であって、それらの施設から生じる産業廃棄物を一体的に管理している場合には、それらの施設を含めて多量排出事業者に該当するかどうかを判断する。この場合には、処理計画等の作成はそれら区域内の施設を管轄している支店等が行うこととする。



#### (2) 建設業等

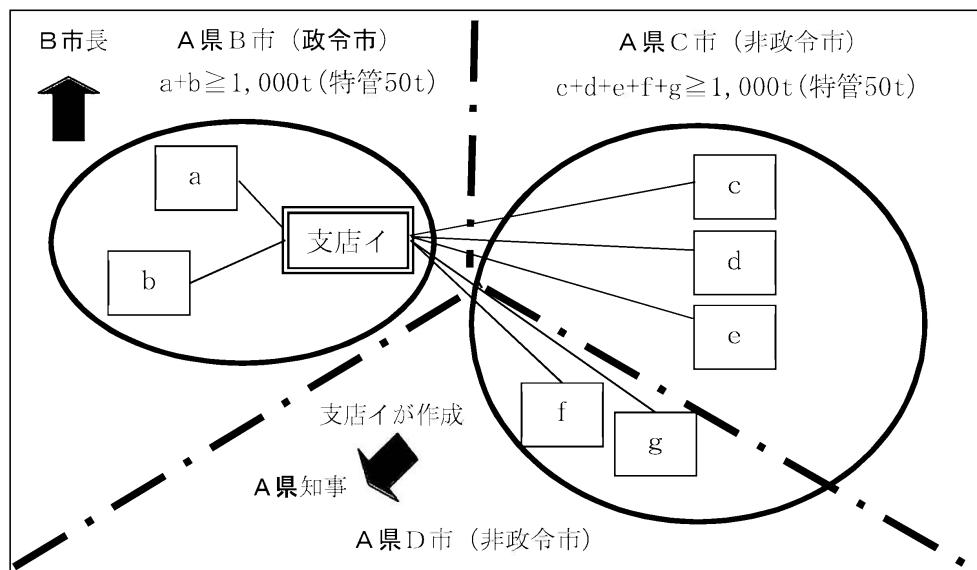
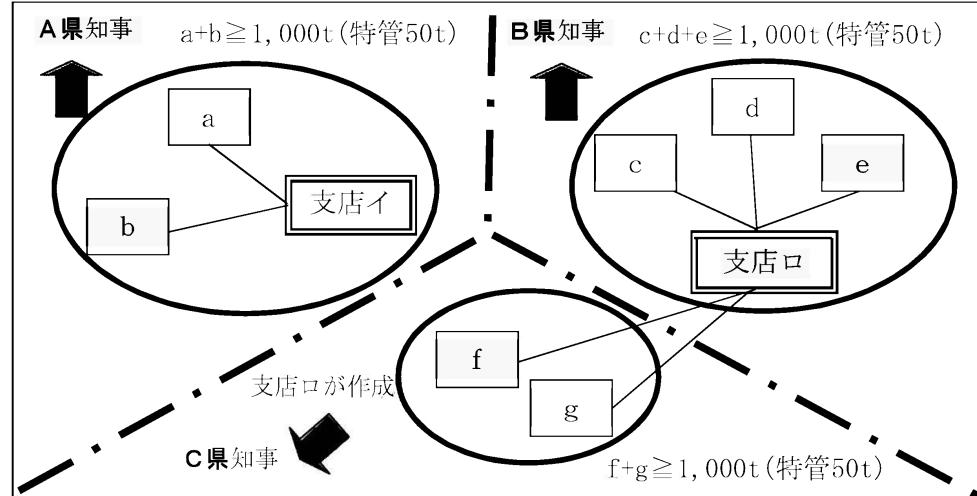
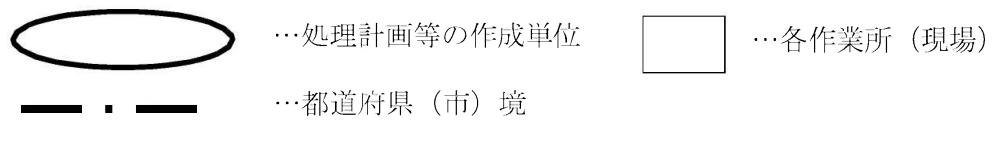
建設業等の場合、廃棄物の減量その他適正な処理の促進という目的に照らし、区域内の作業所（現場）を総括的に管理している支店等ごとに区域内に係る処理計画等を作成することを基本とする。多量排出事業者に該当するかどうかは、区域内の作業

所（現場）を合わせて判断する。

なお、多量排出事業者が処理計画等を作成する際、同一敷地内の関連会社の事業場があり、一体的に産業廃棄物の処理を行っている場合には、作成する処理計画等の中に関連会社の事業場から生ずる産業廃棄物の処理を含めることもできる。

建設工事（土木建設に関する工事（建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。）をいう。以下同じ。）における排出事業者には、元請業者が該当する。

#### ＜事業場とこれを管理する支店等が異なる都道府県（市）に位置する場合＞



### [解説]

建設工事においては、建設工事の注文者、当該注文者から直接建設工事を請け負った元請業者、元請業者から建設工事を請け負った下請負人等関係者が多数おり、これらの関係が複雑になっているため、廃棄物処理についての責任の所在があいまいになってしまうおそれがある。このため、平成22年の法改正により、建設廃棄物については、実際の工事の施工は下請業者が行っている場合であっても、発注者から直接工事を請け負った元請業者を排出事業者とし、元請業者に処理責任を負わせることとした（法第21条の3第1項）。

なお、従来、元請業者が当該工事の全部、又は建設工事のうち明確に区分される期間に施工される工事を下請業者に一括して請け負わせる場合において、元請業者が総合的に企画、調整及び指導を行っていないと認められるときは、下請業者が排出事業者になる場合もあるとの解釈が示されてきたが、平成22年の法改正により、このような場合であっても排出事業者は元請業者であることとされたことに留意する必要がある。

### 3-3 当該年度に存在しない事業場の事業者の取扱い

処理計画等は、当該年度に現に事業場を設置している事業者が作成することとする。したがって、前年度に産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の発生量が1,000トン以上であった事業場であっても、当該年度にその事業場が撤去されていて存在しないような場合については、前年度の発生量に係わらず、当該事業場に係る処理計画等の作成義務は生じない。

一方、複数の施設や作業所（現場）等について支店等がまとめて処理計画等を作成する場合には、それらの施設や作業所（現場）等の一部が当該年度に撤去されて存在しない場合にあっては、それらは当該年度の処理計画等には含まないが、多量排出事業者の判断に用いる前年度の発生量については含むこととなる。

### 3-4 電子マニフェストの使用が義務となる事業者

当該年度（平成32年（2020年）度以降）の前々年度の特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く。）の発生量が50トン以上の事業場を設置する事業者が、当該事業場から生ずる特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く。）の運搬又は処分を他人に委託する場合に限り、電子マニフェストの使用の義務対象となる。

法第12条の5第1項等に基づき電子マニフェストの使用が義務付けられる事業者（以下「電子マニフェスト使用義務者」という。）に該当するか否かは、当該年度の前年度に提出された処理計画（様式第2号の13）の「電子情報処理組織の使用に関する事項」欄に記載された特別管理産業廃棄物排出量（P C B廃棄物を除く。）から判断する。

義務対象となるのは特別管理産業廃棄物（P C B廃棄物を除く。）の処理を委託する場合のみであり、同一の事業場から発生するものであってもいわゆる普通産廃やP C B廃棄物の処理を委託する際は紙マニフェストの使用も可能。

また、電子マニフェスト使用義務者となるか否かは年度ごとに判断するため、いつたん電子マニフェスト使用義務者となった事業者であっても、特別管理産業廃棄物（P C B廃棄物を除く。）の発生量が50トン未満となった年度の翌々年度は、義務対象から外れることとなる。

#### 【電子マニフェスト使用義務の対象（例）】

